平成２５年（フ）第１５６号
埼玉県熊谷市籠原南１丁目307番地
債務者　長谷川　博
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３８０号
千葉県八千代市村上1597番地40　八千代荘205
債務者　平地　岳司
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２２号
千葉市花見川区千種町283番地２　事業団宿舎２棟204号
債務者　伊藤夕羽佳（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４１号
千葉市若葉区桜木２丁目25番17号　メゾン桜木102号
債務者　橋口　弘明
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６１号
千葉県習志野市谷津２丁目18番５号　ファミリーコーポ谷津Ａ棟101号
債務者　渡邊　万哲
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６７号
千葉県市原市君塚１丁目４番地12　グリーンネオコーポ102
債務者　池間　清勇
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４７２号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区19棟305号
債務者　小山　将美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５００号
千葉市若葉区桜木北１丁目312番地の１
債務者　牧田　澄江
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５１０号
千葉県船橋市上山町２丁目285番地１　コンフォール上山106号
債務者　柳田　雄士
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５１９号
千葉県船橋市二和東５丁目63番10号　コートサイドアベニューＮ―202号
債務者　椎谷　咲子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５２４号
千葉県市川市本北方１丁目23番２号　パミールＫ―Ｅ号
債務者　菊地　　潔
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５５５号
千葉市若葉区都賀１丁目２番４―101号
債務者　近藤　悟司
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５５７号
千葉県船橋市高根台３丁目２番178棟302号
債務者　鈴木　　武
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７３号
新潟県見附市今町２丁目７番16号、申立時の住所新潟県見附市今町２丁目14番37号　今町市営住宅Ａ号棟42号
債務者　今井　　剛（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
高知市種崎611番地２
債務者　弘瀬美智子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４４号
高知市若松町９番27号　ベイハウスＢ43
債務者　中川　恒夫
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４６号
高知市福井町1446番地６
債務者　清岡　充裕
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
高知地方裁判所破産係